

随意契約理由書

1 工 事 名	舗装補修工事（2023-2-大管）
2 業 者 名	鹿島道路株式会社
3 随意契約理由	本工事は、4号湾岸線、13号東大阪線及び16号大阪港線において、車線規制による舗装補修及び美装化を実施するものである。 当該路線は、大阪都心部から大阪・関西万博（以下「万博」という。）会場へのアクセス道路となるが、本工事対象区間の直近舗装補修（2009年リニューアル工事）から15年経過（万博開催時期には16年以上経過）しており、損傷箇所が増加傾向で損傷度も進展傾向にある。 一方で、万博開催期間中はアクセス道路の混雑を回避するため、やむを得ない場合を除き交通規制を伴う舗装補修工事の実施は困難となる。 よって、本件は、万博開催期間中において舗装補修工事による交通規制とそれに伴うアクセス道路の混雑を回避することを目的に、補修対象箇所を限定した上で、万博開催までに舗装補修工事を実施する必要がある。 本件は、開札を2回実施（第1回：2024年3月11日・第2回：同年3月18日）したが、いずれも入札価格が契約制限価格を下回ることがなく、入札不調となった。 本工事は、上述のとおり今後の事業進捗を勘案すると遅滞なく契約を成立させる必要がある、時間的猶予のない緊急性の高い案件である。 よって、今回唯一の応札者である鹿島道路株式会社との交渉において妥当性を確認し、交渉が成立したことから、随意契約を行うものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第4号の規定による。	